診療記録開示手続規程

1 開示請求

本規程の定めるところにより、当院が保有する診療記録の開示を求めることができる。

2 診療記録

診療記録とは、診療録、看護記録、入退院要約、検査記録、入退院・手術・処置等の 説明文書など、患者の診療の経過の記録をいう。なお、死亡時画像診断記録および解 剖記録は診療記録に含むが、医療安全確保の目的で作成した資料は、診療記録に含ま ない。

3 開示請求者

次の者は、開示請求ができる。

- ① 本人
- ② 本人の代理人(法定代理人、任意後見人及び本人が委任した代理人)
- ③ 本人の遺族(本人の配偶者、子、父母及びこれに準じる者)

4 開示請求における本人等確認

開示請求があった場合、本人、代理人又は遺族であることを確認する。その確認は 次の書類により行なう。

(1) 本人の場合

運転免許証、健康保険の被保険者証、写真付き住民基本台帳カード、外国人登録証明 書等の公的証明書

- (2) 代理人の場合は次の①及び②
 - ① 本人及び代理人の運転免許証等の公的証明書
 - ② 戸籍謄本等の法定代理人の資格を証明する公的書類、委任状
- (3) 相続人の場合は次の①及び②
 - ① 本人及び相続人の運転免許証等の公的証明書
 - ② 戸籍謄本等の本人の配偶者、子、父母又はこれに準じる者を証明する公的書類

5 開示請求方法

開示請求は、当院所定の診療記録開示請求書によって行なう。

- 6 開示・不開示の決定
- (1) 開示請求に対しては、開示又は不開示の決定をする。
- (2) 次の場合には、診療記録の一部又は全部を開示しないことがある。
 - ① 患者本人の心身の状況を著しく損なうおそれがあるとき
 - ② 第三者の利益を害するおそれがあるとき
 - ③ 診療記録の保存期間が経過しているとき
- (3) 診療記録以外の資料、特に医療安全目的で作成した資料は非開示とする。

7 費用

診療記録の開示費用は次のとおりとする。

開示基本手数料	1回	3,240円	
診療録等コピー代	1枚(白黒)	5 4 円	
	1枚(カラー)	108円	
レントゲンフィルムコピー代	1枚	1,080円	
その他コピーなど	性質に準じた相当な費用		
医師説明	30分毎	5,400円	
	(1時間まで)		

2015 年 9月 1日 医療機関 満岡内科・循環器科 院長 満岡渉

診療記録開示請求書

平成 年 月 日

満岡内科・循環器科 殿

私は、貴院が保有する下記の診療記録の開示を請求します。

開示請求者	(ふりがな)				
	氏 名				
	住 所	〒			
	電話番号				
	患者との続柄				
	(ふりがな)				
開示を求める	氏 名				
	生年月日	M·T·S·H 年 月 日			
患者名	住 所	〒			
開示を求める診療記録(Oをつけてください。)					
1 診療録					
2 レントゲンフイルム					
3 その他の記録					
イ 処方箋 ロ 検査記録(具体的に、					
4 その他(